

# 平成 2 3 年第 4 回御代田町議会定例会 議事日程（第 1 号）

平成 2 3 年 1 2 月 2 日開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ  
議案上程
- 日程第 5 報告第 1 号 専決処分事項の報告について（町有地の倒木による住宅等  
損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 6 報告第 2 号 専決処分事項の報告について（町道での車両損傷事故に係  
る損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 7 報告第 3 号 専決処分事項の報告について（公用車による物損事故に係  
る損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 8 議案第 9 8 号 専決処分事項の報告について（御代田町消防団員等公務災  
害補償条例の一部改正について）
- 日程第 9 議案第 9 9 号 専決処分事項の報告について（平成 2 3 年度御代田町一般  
会計補正予算第 4 号）
- 日程第 1 0 発議第 2 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による町長の専決処分  
指定事項について
- 日程第 1 1 議案第 1 0 0 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 2 議案第 1 0 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 2 号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 3 号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第 1 5 議案第 1 0 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 6 議案第 1 0 5 号 御代田町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例を  
制定する条例案について

- 日程第 17 議案第 106 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 18 議案第 107 号 御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例を制定する条例案について
- 日程第 19 議案第 108 号 御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 20 議案第 109 号 御代田町公園条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 21 議案第 110 号 御代田町私債権管理条例を制定する条例案について
- 日程第 22 議案第 111 号 平成 23 年度御代田町一般会計補正予算案（第 5 号）について
- 日程第 23 議案第 112 号 平成 23 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 24 議案第 113 号 平成 23 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 25 議案第 114 号 平成 23 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 26 議案第 115 号 平成 23 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 27 議案第 116 号 平成 23 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 28 議案第 117 号 平成 23 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 29 請願第 6 号 消費税増税に反対する請願

## 平成 2 3 年 第 4 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 3 年 1 2 月 2 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 3 年 1 2 月 2 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日	午前 1 0 時 2 4 分

### 第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 3 年 1 2 月 2 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 3 年 1 2 月 2 日	午後 1 時 5 1 分

### 出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	市 村 千 恵 子	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	柳 澤 治	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 3	笹 沢 武	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 4	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席			

会議録署名議員	3番 仁科 英一
	4番 茂木 勲

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	荻原 謙一
係 長	古越 光弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木 祐司	副 町 長	内堀 豊彦
教 育 長	高山 佐喜男	会 計 管 理 者	重田 重嘉
総 務 課 長	荻原 眞一	企 画 財 政 課 長	土屋 和明
税 務 課 長	山本 邦重	教 育 次 長	荻原 正
町 民 課 長	尾台 清注	保 健 福 祉 課 長	小山 岳夫
産 業 経 済 課 長	清水 成信	建 設 課 長	荻原 浩
消 防 課 長	重田 勝彦	産 業 経 済 課 長 補 佐 兼 農 政 係 長	土屋 寿
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

# 第 4 回 定例会 会議録

平成 23 年 12 月 2 日 (金)

開 会 午前 10 時 00 分

## ―― 日程第 1 開会宣言 ――

○議長 (内堀恵人君) あらためまして、おはようございます。

これより、平成 23 年第 4 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## ―― 諸般の報告 ――

○議長 (内堀恵人君) 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長 (荻原謙一君) 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 23 年 12 月 2 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 20 件、報告 3 件が提出されてい  
ます。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

4. 本定例会における一般通告質問者は、古越日里議員他 6 名であります。

5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（内堀恵人君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

市村千恵子議会運営委員長。

（議会運営委員長 市村千恵子君 登壇）

○議会運営委員長（市村千恵子君） おはようございます。

それでは報告いたします。

去る11月25日、午前11時20分より、議会運営委員会を開催し、平成23年第4回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、専決事項の報告3件、専決事項の承認2件、人事案3件、事件案1件、条例案7件、予算案7件、計23件であります。9月定例会以後提出されました陳情等はございませんでした。

会期は本日より12月12日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思っております。

17ページをお開きください。

平成23年第4回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	12月 2 日	金曜日	午前10時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ
				議案上程
				議案に対する質疑
				議案の委員会付託
第 2 日目	12月 3 日	土曜日		議案調査

第 3 日目	12月 4日	日曜日		議案調査
第 4 日目	12月 5日	月曜日	午前10時	一般質問
第 5 日目	12月 6日	火曜日	午前10時	一般質問
第 6 日目	12月 7日	水曜日	午前10時	常任委員会
第 7 日目	12月 8日	木曜日	午前10時	常任委員会
第 8 日目	12月 9日	金曜日	午前10時	全員協議会
第 9 日目	12月 10日	土曜日		休会
第 10 日目	12月 11日	日曜日		休会
第 11 日目	12月 12日	月曜日	午前10時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続きまして各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

次のページをお開きください。

#### 常任委員会開催日程

##### 総務福祉文教常任委員会

12月	7日	水曜日	午前10時	大会議室
12月	8日	木曜日	午前10時	大会議室

##### 町民建設経済常任委員会

12月	7日	水曜日	午前10時	議場
12月	8日	木曜日	午前10時	議場

#### 全員協議会開催日程

12月	9日	金曜日	午前10時	大会議室
-----	----	-----	-------	------

以上で報告を終わります。

○議長（内堀恵人君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より12月12日までの11日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より12月12日までの11日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（内堀恵人君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

3番 仁科英一議員

4番 茂木 勲議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（内堀恵人君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆さまには、年末を迎えてそれぞれご多用のところ、平成23年第4回御代田町議会定例会にご参集をいただき、議会が開会できますことに、心より感謝申し上げます。

福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響については、事故発生から既に9カ月になろうとしています。現在においても、国民の皆さまが安心できるような状況に改善されるまでには至っておりません。国と東京電力の責任において、一日も早い収束を願うものであります。

町といたしましても、町民の皆さまが安心して生活できるよう最前の努力を行うものです。御代田町が今回実施した放射線量の測定につきましては、町民の皆さまの安心・安全の確保を図るために、公共施設等における放射性物質が堆積しやすい箇所、雨樋、側溝、花壇などで、地上50センチから1メートルの高さで測定を実施しました。この結果、放射線量が高い箇所はなく、健康に影響がないことが確認されました。今後は、状況を見ながら継続して測定を行います。空間放射線量測定及び除染対策については、県が定めた周辺より放射線量の高い箇所への長野県の対応方針、及び文部科学省による当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針を踏まえて対応します。

次に、町の上水道への影響につきましては、去る11月21日に、寺沢水源池及び蟻ヶ沢水源池の2カ所の原水及び上水計4検体について、3回目の検査を日本食品分析センターに依頼したところ、放射性ヨウ素、セシウムのいずれも検出されま

せんでした。この検査結果につきましては、町のホームページとオフトーク放送でお知らせします。

また、御代田浄化管理センターの下水道汚泥につきましては、去る10月6日に、3回目の検査を食品環境検査協会に依頼し、こちらも放射性ヨウ素、セシウムのいずれも検出されませんでした。今後につきましても、それぞれ定期的な検査を依頼していく予定です。なお、県下各地で空間の放射線量が観測されておりますので、その数値あるいは佐久水道企業団の2週間ごとの検査結果に注目し、万が一大きな増加がありましたら、即時検査を依頼します。

農業関係で心配されたことは、農作物への放射性物質による汚染と、これに伴う風評被害への対応です。県は、3月下旬から、市町村、農協などと連携して、農産物の出荷開始時期に合わせて、県下でサンプルを採取し、放射性物質が含まれるか調査を行ってきました。サンプル調査の結果は、3月から4月中旬に実施した露地栽培のハウレンソウに、暫定規制値500ベクレルを下回る放射性セシウム、長野市で最高値370ベクレルを検出したものの、4月下旬以降に検査を実施した野菜果物等については、御代田町で採取されたレタス、サニーレタスも含め、すべての品目のサンプルについて、放射性物質は検出されませんでした。米についても、全市町村1検体の調査をする方針を、8月初旬に県が示し、検査後、安全性が確認された地域から出荷が行われました。全県で放射性物質は検出されず、安全性が確認されました。町では、ホームページ等でこうした検査結果の公表を積極的に進めてきました。県と連携したこうした取り組みにより、長野県産の農産物の安全性に関する正確な情報が発信され、消費者の信頼を維持することができたものと考えています。

遊休荒廃農地対策。レタスの根腐れ病対策として振興しておりますソバの集荷、石抜きが11月末終了し、順次出荷を開始しています。総集荷量は約23トン、前年比1.7倍となりました。御代田産ソバの放射性物質汚染については、県の検査では検査品目に指定されていませんでしたので、ソバ振興会が民間検査事業者に委託して調査を行いました。結果については、伍賀地区、御代田地区、小沼地区のいずれのサンプルからも放射性物質は検出されなかったとの報告を受けていますので、安心して購入いただけるものと思います。

次に、佐久市を中心に進められております新クリーンセンターの取り組みについ

て報告します。

佐久新クリーンセンターにつきましては、議会の皆さまにもご協力をいただき、佐久市より地域課題対策局の中山局長を始めとする関係職員の皆さんにお出かけいただき、8月27日に面替区と児玉区、9月9日に伍賀地区、21日エコールみよたで全区域を対象として、更には10月31日、豊昇区にて新クリーンセンターの計画概要等について説明会を開催しました。ご協力ありがとうございました。また、11月2日、10日、17日には、関係住民の皆さまによる視察研修を、埼玉県本庄市小山川クリーンセンターと所沢市東部クリーンセンターで実施しました。この研修会には、延べ78名の方々にご参加いただき、現在の焼却施設についてご覧をいただきました。施設では、適正な運営の下、正しく操業されていれば安全で、環境基準も問題ないことをご確認いただき、参加者の皆さまにもご理解いただけたことと思います。

なお、佐久市、軽井沢町、立科町による一部事務組合への御代田町の参加につきましては、平成25年度末を目途とする組合設立に向けた事務レベル協議に町として職員を派遣するなど、一步一步進んでおります。今後も、新クリーンセンターに対する住民合意形成に、町として責任を持って取り組むことで、組合参加への理解が得られるものと考えております。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項5件、人事案3件、事件案1件、条例案7件、平成23年度一般会計と特別会計6件の補正予算案7件の計23件です。

提案させていただきます議案の概要を申し上げます。

まず専決処分事項であります。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、3件の損害賠償の額を専決処分しましたので、報告させていただくものです。また、御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例と、平成23年度御代田町一般会計補正予算（第4号）につきましては、障害者自立支援法の一部改正及び地域介護福祉空間整備等施設整備交付金等の内示によりまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、それぞれ専決処分いたしましたので、ご報告申し上げ、承認をお願いするものです。

人事案は3件です。

1件目は、本年12月19日をもって教育委員会委員5名のうち1名の方の任期

が満了するため、次期委員の任命にあたりまして同意を求めるものです。

2件目は、この12月31日をもって固定資産評価審査委員会の委員3名のうち1名の方の任期が満了するため、次期委員の選任にあたりまして同意を求めるものです。

3件目は、これまで前副町長に務めていただいております固定資産評価委員について、内堀副町長を選任したいので、議会の同意を求めるものです。

事件案の佐久地域定住自立圏の形成に関する協定につきましては、佐久市を中心市とする佐久地域定住自立圏の形成に関する基本的事項を定めることにより、佐久地域定住自立圏を構成する市町村が相互に連携して必要な生活機能等を確保し、もって定住人口の確保と地域の活性化を図ることを目的とした協定の締結について、議会の議決を求めるものです。

条例案は7件です。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、スポーツ基本法の制定に伴い、条例で定めている非常勤特別職の名称について改正を行うものです。

御代田町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例を制定する条例案につきましては、現在整備を進めております防災行政無線設備について、来年4月からの運用開始することにあたりまして、新たに条例の制定をお願いするものです。

御代田町町税条例の一部を改正する条例案は、厳しい経済情勢の中、町内に事業所を有する各企業、法人の支援・援助をすることを目的として、法人税割の税率を引き下げる改正を行うものです。

御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例案につきましては、これまで直営で運営管理を行ってまいりましたやまゆり共同作業所について来年4月から指定管理へ移行することにあたりまして、平成17年度に制定しました御代田町障害者等作業共同所設置条例を廃止し、新たな条例の制定をお願いするものです。

御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例案は、県の中小企業融資制度資金において、補償料の対象となる資金名が変更されたことに伴い、条例で定めている補償料補給の対象資金について改正を行うものです。

御代田町公園条例の一部を改正する条例案は、まちづくり交付金により整備しました浅間しゃくなげ公園等について、条例に位置づけて管理を行うため、改正を行

うものです。

御代田町私債権管理条例を制定する条例案につきましては、水道料金等の私債権における取扱い上の不具合や、地方自治法では補いきれない実務に対し、合理的に対応するため、新たに条例の制定をお願いするものです。

次に、平成23年度一般会計の補正予算ですが、歳入、歳出、それぞれ4,896万円を減額し、合計72億3,543万円とするものです。

歳入の主な内容は、償却資産の海外工場移設、また、海外子会社への売却による固定資産税の減額はあったものの、個人町民税及び法人町民税の増により、町税全体で6,810万円の増額をお願いしました。個人町民税は5,500万円の増額ですが、22年度決算に比べ1,220万円の増額にとどまっており、まだまだ厳しい状況が続いております。

このほか、町債では、事業費の大幅な減額によるまちづくり交付金事業債1億1,080万円の減額を計上しました。

歳出の主な内容は、まちづくり交付金事業で実施するしなの鉄道建設工事委託料1億5,000万円の減額をお願いしました。これはしなの鉄道を横断する栄橋の架け替えによるしなの鉄道との調整に不測の時間を要し、協定締結が大幅に遅れることとなり、事業費の減額をお願いするものです。

このほか、住民基本台帳法改正に伴う電算システム改修委託料810万円や、障害者の厚生医療給付費650万円などを計上いたしました。

また、特別会計においても、それぞれの歳出事業費の確定や、それに伴う歳入予算の増額などにより、6会計で総額5,212万円の増額補正を計上いたしました。

以上、概要を申し上げますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議をいただき、原案どおりのご採択をいただきますようお願いを申し上げます。第4回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（内堀恵人君） これより、議案を上程いたします。

―――日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

4ページをお願いいたします。

専第13号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により町有地の倒木による住宅等損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成23年10月3日 専決

御代田町長 茂木祐司

- 1 事故発生日時 平成23年8月17日  
午前6時00分ごろ
- 2 事故の概要 上記日時において、隣接する町有地内の枯木(標高約10メートルのくぬぎの木)が倒れ、住宅施設(屋外給湯器、窓用サッシ、外壁)を損傷した。
3. 損害賠償額 86万8,350円(全額、全国町村会総合賠償補償保険で対応)

説明は以上でございます。

○議長(内堀恵人君) 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号を終わります。

――日程第6 報告第2号 専決処分事項の報告について――

○議長（内堀恵人君） 日程第6 報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは、議案書の5ページをお願いいたします。

報告第2号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします

次のページをご覧ください。

専第14号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について、第1項の規定により、町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分いたしました。

平成23年10月3日 専決

御代田町長 茂 木 祐 司

- |          |  |
|----------|--|
| 1 事故発生日時 | 平成23年9月9日<br>午後11時00分ごろ  |
| 2 事故の概要  | 上記日時において、普通乗用車にて町道を走行中、道路敷路肩法面内のくるみの木から実が落下し、当該自動車のボンネットを損傷した。 |
| 3 損害賠償額  | 11万524円（全額、全国町村会総合賠償補償保険で対応）                                   |

以上のとおり報告いたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号を終わります。

―――日程第7 報告第3号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第7 報告第3号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

荻原眞一総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原眞一君） それでは、議案書の7ページをお開きください。

報告第3号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

8ページをお開きください。

#### 専第15号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、公用車による物損事項に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成23年11月18日専決

御代田町長 茂 木 祐 司

- |          |   |
|----------|---|
| 1 事故発生日時 | 平成23年10月21日<br>午前9時25分ごろ  |
| 2 事故の概要  | 御代田地区防犯協会の視察研修で、上記日時において、当町のマイクロバスが駐車場に停車しようとした際、駐車場に備えつけられた上下式バリカーを損傷した。 |
| 3 損害賠償額  | 6万5,100円（全額、財団法人全国自治協会保険で対応）  |

報告は以上であります。

○議長（内堀恵人君） 以上で報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、報告第3号を終わります。

―――日程第8 議案第98号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第8 議案第98号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

重田勝彦消防課長。

(消防課長 重田勝彦君 登壇)

○消防課長（重田勝彦君） それでは、議案書9ページをお願いいたします。

議案第98号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決処分内容でございますけれども、これは御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部の改正でございます。障害者自立支援法の一部の改正に伴いまして、介護補償に関する規定の改正が必要になったものでございます。

専決理由につきましては、消防団員等公務災害の補償の事案が発生した場合、速やかに対応しなければならないためでございます。

1枚おめくりいただきます。10ページをお願いいたします

専第16号 専決処分書

この処分につきましては、御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年10月19日に専決させていただきました。

次のページ、11ページをお願いいたします。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を、次のように改正する。

今回の改正の内容につきましては、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、障害者保健福祉制度を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が、9月22日に公布され、10月1日から施行されました。この改正に伴いまして、御代田町消防

団員等公務災害補償条例の第9条の2第1項第2号の介護補償に関する規定について、障害者自立支援法第5条の障害福祉サービスの第4項に「同行援護」が新たに加えられました。第4項以下に項のずれが生じたため、改正するものです。

続いて改正条文の説明をさせていただきます。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改める。

附則 この条例は公布の日から施行し、平成23年10月1日より適用する。

次の12ページの方に新旧対照表がございます。変更になった部分については、アンダーラインが引かれています。後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、専決処分させていただきました御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第98号を採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第98号 専決処分事項の報告については、原案どおり承認することに決しました。

――― 日程第9 議案第99号 専決処分事項の報告について ―――

○議長（内堀恵人君） 日程第9 議案第99号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは議案書の13ページをお願いいたします。

議案第99号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

今補正は、10月14日付で内示のありました、町長あいさつのときにもございましたけれども、地域介護空間整備事業交付金、小田井地区でございます。それと同推進交付金3件につきまして、一日も早い事業着手をとということで、専決処分をさせていただきました。

次のページをお願いいたします。

専第17号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

平成23年11月15日専決

御代田町長 茂木祐司

記といたしまして、平成23年度御代田町一般会計補正予算（第4号）について、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度御代田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ8,459万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ72億8,440万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

次のページ、第1表歳入歳出予算補正をご覧いただきたいと思います。

歳入。款14、国庫支出金。項2、国庫補助金。既定額に3,900万円の増額をお願いするものでございまして、施設整備の関係が3,000万円。小田井地区でございます。推進交付金の関係が3件、900万円でございます。小田井、それから栄町、それから社会福祉協議会。

款20、諸収入。項4、雑入。既定額に4,559万6,000円を増額するものでございまして、小田井地区の地元負担金でございます。

歳入合計で8,459万6,000円を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。款3、民生費。項1、社会福祉費。既定額に8,479万6,000円を増額するものでございまして、小田井地区の設計から工事費で5,190万円。用地と補償の関係で2,353万6,000円などがございます。

款14、予備費。項1、予備費でございますが、こちらから20万円を減額するものでございます。

歳出合計8,459万6,000円を増額いたしまして、72億8,440万円とするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第99号を採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第99号 専決処分事項の報告については、原案どおり承認することに決しました。

――日程第10 発議第2号 地方自治法第180条第1項の規定による

町長の専決処分指定事項について――

○議長（内堀恵人君） 日程第10 発議第2号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項についてを議題といたします。

発議、朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 議案書15ページをお開きください。

発議第2号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決することができる事項（平成23年9月12日議会議決）の一部を、次のように改正する。

記に、次の1項を加える。

4 金銭の給付を目的とする町の権利（地方自治法第230条、231条の3第1項に規定する債権及び同法第240条第4項各号に規定する債権を除く。）のうち、私法上の原因に基づき発生する債権で、目的の価格が1債務者あたり、100万円以内の訴えの提起、民事訴訟法に基づく訴訟上の和解及び民事調停に関すること。

附則 この議決は、平成23年12月2日から効力を生ずる。

平成23年12月2日提出

御代田町議会議長 内堀恵人様

提出者 御代田町議会議員 市村千恵子

賛成者 御代田町議会議員 柳澤 治

御代田町議会議員 武井 武

御代田町議会議員 小井土哲雄

○議長（内堀恵人君） 本案について趣旨説明を求めます。

市村千恵子議会運営委員長。

（議会運営委員長 市村千恵子君 登壇）

○議会運営委員長（市村千恵子君） 発議第2号の提案説明を申し上げます。

本案は平成23年9月12日に議会議決をいたしました。地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項に関する規定の3項目の指定事項に、新たに1項目を追加するものであります。

追加する項目の内容は、上水道料金等の町の金銭債権、私債権の滞納処分において、滞納金額が1債権者あたり、100万円以内の訴えの提起、和解及び民事調停に関することについて、町長の専決処分事項として指定するものであります。

追加する理由といたしましては、昨今、地方自治体が有する金銭債権、地方自治体の私債権について、適正な債権管理が全国的に大きく取り上げられており、当町を含む多くの自治体が、さまざまな取り組みを検討し、実践を始めている状況にあります。金銭債権の中でも、上水道料金や町営住宅使用料等の私債権につきましては、租税公課などの公債権のように地方自治体が自力で滞納処分、強制徴収等を行うことができません。町の私債権について最終的な債権回収を行うためには、裁判所による訴訟手続等の対応が必要となります。滞納となった町の私債権の回収を目的として、今後、民事訴訟等の手続を有効に活用していくうえで、例えば支払い督促を債務者に対して行った場合、債務者から異議の申し立てがあった時点において、通常訴訟に移行することとなります。この場合、訴訟の提起等に当たっては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、金銭の多少にかかわらず、すべて議会の議決が必要となります。しかしながら、いつ債務者から異議の申し立てがされ、通常訴訟に移行するのかを想定することが困難であるため、その都度議会を招集し議決を得るという手続を取ることは、滞納処分や空け渡し請求事務の迅速性の観点からは、必ずしも機動的であるとは言えません。また、本訴訟へ移行する事務手続が遅延した場合には、裁判所の職権により、支払い督促等の申し立てが取り下げられてしまうことから、迅速かつ円滑な事務処理によって、裁判へと移行するための環境整備を図り、かつ公平性を確保しながら、機動的に債権回収を図るために、町長の専決処分事項として指定することが必要であると考えます。

また、専決処分事項として指定する上水道料金等の滞納の限度額を、1債権者あ

たり、100万円以内とする理由につきましては、地方自治法第180条第1項に、議会の権限に属する軽易な事項で、議決により特に指定したものを専決処分にするができることと規定されており、町長に専決処分を委任する議決事件は、客観的に見ても軽易なものでなければなりません。したがって、140万円以内の民事訴訟は、佐久簡易裁判所の管轄であることを踏まえ、去る9月議会定例会において議決いたしました。損害賠償の額を定め和解することに関する町長の専決処分指定事項の限度額を100万円以内としたこととの整合性を図るため、本案につきましても、100万円を限度額といたしました。

以上のとおり、本案に係る提案理由を申し上げましたが、町議会といたしましても、町の各担当課における債権回収の積極的な取り組みに賛同し、よりいっそう、迅速かつ機動的な債権回収事務手続が取れるよう、本議案を提案した次第であります。

なお、町長が本件に関する専決処分を行ったとしても、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告しなければならないことは言うまでもありません。

また、この議案提案に際しましては、議会運営委員会にお諮りし、十分検討をお願いし、賛成をいただいておりますことを付け加えさせていただきます。

議員の皆さまにおかれましては、本議案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、発議に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第2号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、発議第2号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項については、原案のとおり決しました。

―――日程第11 議案第100号 教育委員会委員の任命について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第11 議案第100号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

(総務課長 荻原眞一君 登壇)

○総務課長（荻原眞一君） それでは、議案書の16ページをお開きください。

議案第100号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記といたしまして、

住 所 御代田町大字御代田1808番地1

氏 名 上 原 貴 夫

生年月日 昭和23年4月19日生

教育委員会委員の任命同意をお願いいたします上原貴夫さんは、平成11年12月20日から平成23年12月19日まで、3期12年間の任期を務めておられます。この間、平成16年11月26日から教育委員長職務代理、平成20年12月15日からは教育委員長を務められ、その重責を果たされる中で、教育行政の発展にご尽力をいただいております。今回、任期満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定にあります、人格が高潔で、教育・学術・文化に関し識見を有する者として、再度任命同意をお願いするものでございます。

任期につきましては、平成23年12月20日から平成27年12月19日までの4年間でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第100号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第100号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第12 議案第101号 固定資産評価審査委員会委員の選任について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第12 議案第101号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本邦重税務課長。

（税務課長 山本邦重君 登壇）

○税務課長（山本邦重君） それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第101号について、ご説明をいたします。

議案第101号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 御代田町大字草越628番地8

氏 名 土 屋 和 雄

生年月日 昭和22年7月18日生

平成23年12月2日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

理由であります。地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、町に固定資産評価審査委員会を設置してございます。現在の委員は3名でありますけれども、今回、4期目をお願いしている木内坦委員の任期が平成23年12月31日をもちまして満了となり、退任をされます。その後任として土屋和雄氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、選任の同意をいただきました場合の任期につきましては、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの3年間であります。

以上のおりご提案いたしますので、よろしくご審議のほど、お願いしたいと思います。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第101号を採決いたします。

本案は、原案のおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第101号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のおり同意することに決しました。

―――日程第13 議案第102号 固定資産評価員の選任について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第13 議案第102号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本邦重税務課長。

（税務課長 山本邦重君 登壇）

○税務課長（山本邦重君） それでは議案書の18ページをお願いいたします。

議案第102号 固定資産評価員の選任についてです。

下記の者を固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 御代田町大字塩野1285番地12

氏 名 内 堀 豊 彦

生年月日 昭和30年11月1日生

平成23年12月2日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

固定資産評価員については、地方税法の規定により、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任する、とあります。この固定資産評価員であります。平成19年9月議会において、前副町長の中山 悟氏が就任しておりましたが、本年3月末をもって退任いたしました。空席でありました副町長が10月に選任されましたので、評価替えなど事務上の都合により、新たに現副町長の内堀豊彦氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上のとおり提案いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第102号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（発言する者あり）

（内堀豊彦氏に）退席を求めます。

（副町長 内堀豊彦君 退場）

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第102号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第102号 固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

(副町長 内堀豊彦君 入場)

―――日程第14 議案第103号 佐久地域定住自立圏の形成に関する

協定の締結について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第14 議案第103号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第103号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について

佐久地域定住自立圏の形成に関する協定を、別紙のとおり締結することについて、御代田町定住自立圏形成協定の決議に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

かねてより、佐久市が中心市となりまして、佐久地域の10市町村に東御市が加わりまして、佐久地域定住自立圏の形成に向けた取り組みを進めてきております。関係市町村との具体的な取り組みにつきまして検討を進めてきた結果、保健、医療、産業振興、人材育成など、11分野で18項目にわたる取り組みを進めていくことで取りまとめられまして、先ごろ、協定内容等につきまして関係市町村長の合意が得られた、諮られたところでございます。

協定の締結にあたりましては、御代田町定住自立圏形成協定決議に関する条例で、議会の議決すべき事件と定められていることから、今回上程をさせていただくものであります。

次ページをお開きください。

協定書を朗読いたします。

#### 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と御代田町（以下「乙」という。）は、佐久地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

##### （目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱に基づき、甲を中心市とする佐久地域定住自立圏の形成に関する基本的事項を定めることにより、佐久地域定住自立圏を構成する市町村が相互に連携して、必要な生活機能を確保し、もって定住人口の確保と地域の活性化を図ることを目的とする。

##### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、別表に掲げる取り組みにおいて、相互に連携を図り、共同し、補完し合うこととする。

##### （事務執行に当たっての協力及び費用負担）

第3条 前条に規定する取り組みを推進するため、甲及び乙は、別表に掲げる役割を分担し、協力して事務の執行にあるとともに、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度等を勘案し、当該費用を負担するものとする。

2 前項に規定する事務の執行及び費用の負担に関する必要な事項については、必要な都度、甲及び乙が協議して定めることとする。

##### （協定の変更）

第4条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

##### （協定の廃止）

第5条 甲または乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経たうえで、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第6条 この協定に関し、疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、これを定める。

この協定を締結するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれが各1通を保有する。

平成 年 月 日、甲が佐久市長 柳田清二、乙が御代田町長 茂木祐司とするものであります。

議案書の22ページから29ページにつきましては、協定の別表といたしまして、定住自立圏による取り組み事項につきまして先ほどご説明いたしました11分野18項目について、取り組む内容並びに中心市と関係市町村の役割分担を記載しております。

具体的な取り組み項目を申し上げますと、まず22ページ、保健・医療の分野では地域医療の環境整備、それから住民の健康増進、自殺対策について。自殺対策は23ページになっております。それから23ページ、福祉の分野では、病児・病後児の保育の広域化、それと発達障がい児の支援体制の確立について。それから24ページの学校教育の分野では、不登校児童生徒等の支援体制の充実について。産業振興の分野では、鳥獣害防止総合対策、地産地消・販路開拓の推進、それから農業情報ネットワークの構築。次の26ページになりますけれども、森林病虫害被害防止対策、それから広域的観光の推進に取り組んでまいります。27ページになりますして、環境の分野では循環型社会の構築。防災の分野では、広域防災体制の整備と強化。また、地域公共交通の分野では、地域公共交通ネットワークの構築。28ページになりますして、情報の分野では、情報化の推進。それから定住促進・交流推進の分野では、定住促進及び交流推進の事業を、社会教育の分野では、社会教育施設の広域的活用について。29ページになりますして、人材育成の分野では、合同専門研修及び人事交流について取り組んでまいるということをうたっております。

それぞれの取り組み内容、それから中心市、佐久市の役割、関係市町村の役割の内容につきましては、それぞれ別表でご確認をいただくようお願いをしたいと思います。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第103号を採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第103号 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の締結については、原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

(午前11時07分)

(休憩)

(午前11時18分)

○議長(内堀恵人君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第15 議案第104号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第15 議案第104号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

(総務課長 荻原眞一君 登壇)

○総務課長(荻原眞一君) それでは、議案書の30ページをお開きください。

議案第104号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するものであります。

今回の改正につきましては、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法が全面改正され、国、地方公共団体、スポーツ団体を始めとする関係者の連携と共同によって、その基本理念の実現を図ることを具体的に規定したスポーツ基本法が、本年6月に公布、8月に施行されました。この法改正によりまして、体育指導員の名称がスポーツ推進委員に変更されたことに伴いまして、本条例の別表で定めている職名を同様に改めるものであります。

それでは、議案書の31ページをご覧ください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、次のように改正する。

別表（第1条関係）中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

説明は以上であります。

ご審議のうえ、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第16 議案第105号 御代田町防災行政無線設備の設置及び

管理に関する条例を制定する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第16 議案第105号 御代田町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

(総務課長 荻原眞一君 登壇)

○総務課長（荻原眞一君） それでは、議案書の33ページをお開きください。

議案第105号 御代田町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例を制定する条例案について、提出するものであります。

この条例につきましては、平成24年4月から運用を開始いたします防災行政無線設備について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、新たに設置する公共施設に関して、その設置、業務の内容、範囲及び運用方法等の管理について定めるため、制定するものであります。

議案書の34ページ以降をご覧ください。

御代田町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例（案）

この条例案につきましては、全12条により構成しております。前半の第1条から第5条では、今回新たに整備している同報系防災行政無線と、既存の移動系防災行政無線の設置場所や業務内容及び業務区域等について定めております。

第1条では、防災行政無線設備の設置目的について、住民の生命及び財産の安全を確保することを主たる目的としているということを明記しております。

第2条では、この条例における用語の意義、第3条では、同報系と移動系の設置場所。第4条及び第5条では、同報系及び移動系それぞれの通信業務の内容と、業務区域について規定しております。

後半の第6条から第12条では、防災行政無線施設の管理運用及び個別受信機の管理等に関して定めております。

第6条では、無線設備の管理運用責任者を任命すること、第7条から第10条までは、個別受信機の管理について規定しております。

この個別受信機につきましては、公共施設などに設置するほか、聴覚に障害を持たれる方がおられる高齢者世帯など、音で情報を収集することが難しい世帯に対しまして、文字表示が行える個別受信機を無償貸与する計画であります。

36ページになりますけれども、第11条では運営協議会について。第12条では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

説明は以上であります。

ご審議のうえ、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） 議席番号1番、野元です。

35ページの6条、それから7条について、ちょっとお伺いしたいんですが。

6条については、町長は管理運用責任者を任命し、無線設備の機能が十分に発揮できるように管理させなければならないという規定になっているのですが、この管理者の指定というのは、どのような方を想定されているのかお教えてください。

○議長（内堀恵人君） 荻原眞一総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

この6条において定めております管理運用責任者につきましては、この条例の施行規則第3条第3号におきまして、総務課長をもって充てるということで定める予定であります。以上です。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） すみません、今の総務課長が管理責任者ということなんですが、この無線については、各地区ごとに地区放送というような形もできるというふうにお伺いしていると思うんですが、こちらの各地区放送の責任者というのは、想定はされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

私の立場は、管理運用責任者ということで、このほか無線局の管理運用の業務を行う、その通信取扱い責任者、そういったものも規則の中では定めることになっております。そういったものの方たちの指揮監督する立場ということで、それぞれの管理については、また別途、規則の方で細かく定めていく予定であります。以上です。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） もう1点の、7条においてなんですが、町長は特に必要と認めるものに個別受信機ということで、今課長の方から聴覚障害者等々に別途考えるとい

うお答えをいただいたんですが、その受信機というのをもう少し詳しくお伺いできれば、どのような形になるのか、どのようなものなのかというのをお教えいただければありがたいと思うんですが。

○議長（内堀恵人君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

私もちよっとまだ現物を見てあるわけではございませんが、担当から聞いている範囲では、要は、音で情報を得る代わりに、その音の部分を全部文字で表示するという事ですから、耳の聞こえない方でもその目でその視認できるという装置、要するにテレビで言えば文字放送というか、そういったものがありますね。それらと同じように、目で確認ができる、そういう機器だというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第17 議案第106号 御代田町町税条例の一部を改正する

条例案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第17 議案第106号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本邦重税務課長。

（税務課長 山本邦重君 登壇）

○税務課長（山本邦重君） それでは、議案書の37ページをお願いいたします。

議案第106号について、ご説明させていただきます。

議案第106号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

御代田町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成23年12月2日 提出

次の38ページをお願いいたします。

朗読いたします。

御代田町町税条例の一部を、次のように改正する。

第34条の4第1項中「14.7」を「13.5」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の御代田町町税条例第34条の4の規定は、平成24年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の町民税及び施行日以後の解散または合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の町民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の町民税及び施行日前の解散または合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の町民税については、なお従前の例によるであります。

改正理由ですが、先般の町議会全員協議会でもご説明してありますが、長引く景気の悪化、急激な円高ドル安や株安などにより、企業の業績は悪化し、町内企業の海外移転や産業の空洞化、雇用の悪化が懸念されます。更に3月11日の東日本大震災により、関係企業も大きな影響を受け、業績悪化に拍車をかけている状況であります。この厳しい状況の中、町内に事業所を有する各企業、法人の支援・援助をすることを目的として、法人税割の税率を引き下げるものであります。

改正前の法人税割の税率については、標準税率12.3%の1.2倍、制限税率の14.7%でした。新しい法人税割の税率を決定するにあたり、近隣と足並みをそろえるため、標準税率の1.1倍、13.5%の佐久市、小諸市の法人税割の税率と同じ、中間税率とします。

引き下げの施行期日については、平成24年4月1日からとし、24年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の町民税申告分からとします。

39ページの新旧対照表は、変更になった部分についてアンダーラインを引いてあります。後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上、御代田町町税条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明を申

上げました。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（ 9 番 武井 武君 登壇）

○ 9 番（武井 武君） 9 番、武井であります。

1 点だけ確認の意味でお聞かせください。

当然法人税率の引き下げは賛成でございます。議会の方へも陳情が上がり、趣旨採択ということでありましたけれども、この法人税率を引き下げることによりまして、地方交付税との関係、算定はどういうふうになっていくのか、変わらないのか、あるいは法人税を所得割を減らした分については交付税が増額になっていくのか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 山本税務課長。

○税務課長（山本邦重君） お答えいたします。

武井議員の方から質問がありました部分であります。地方税の税率については、変わりありません。この超過税率をいただいている部分については、町の収入として見られますけれども、標準税率までが交付税の対象となっておりますので、金額には変わりありません。お願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○ 9 番（武井 武君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 18 議案第 107 号 御代田町やまゆり共同作業所の設置

及び管理に関する条例を制定する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 18 議案第 107 号 御代田町やまゆり共同作業所の設

置及び管理に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、議案書の40ページをお願いいたします。

議案第107号 御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例を制定する条例案について

御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例を制定する条例を、別紙のとおり提出するものでございます。

現在、体制及び障害者サービスの充実を目的としまして、指定管理に向け準備作業を進めておりますやまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

41ページ、次のページをお願いいたします。

御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例（案）ということで、まず第1条に関しましては、この条例の趣旨、共同作業所の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるということでございます。

第2条、設置でございますけれども、共同作業所の設置について定めております。

それから第3条、名称及び位置。名称につきましては、変わらず御代田町やまゆり共同作業所。御代田町大字御代田2450番地1番の位置ということでございます。

第4条に関しましては効率的に管理運営するということを定めてございます。

第5条については、事業を定めてございます。1号から5号までございます。

第1号は、生活介護、それから第2号につきましては、就労継続支援B型。それから第3号につきましては、地域活動支援センターの行う事業。それから第4号につきましては、相談支援に関する事業。その4事業のほか、第5号といたしまして町長が必要と認める事業、これを行うということでございます。

42ページをお願いいたします。

第6条におきまして、指定管理者による管理の代行について定めてございます。そしてまた、その第2項におきましては、指定管理者が行う業務について、事業の実施及び施設設備の維持管理に関する規定を定めてございます。

それから第7条におきまして、生活介護または就労支援の利用者及び利用料、そ

れからその納付等について定めてございます。

それから第8条、こちらにつきましては、生活支援または生活復帰支援の利用者及び利用料等について定めているものでございます。

第9条におきましては、利用の登録ということで、作業所利用者の町長への登録、これを定めてございます。

2項におきましては、登録しない場合の規定ということで定めてございます。

43ページをお願いいたします。

第10条、作業所の登録の取消し又は利用の停止を定めてございます。

それから第11条、事業等の実施時間、9時から4時までということで定めてございます。

第12条、休館日等ということで定めてございます。

それから第13条、利用料金の收受等について定めてございます。

それから第14条、施設等の破損に伴います賠償責任、こちらの定めをしてございます。

44ページをお願いいたします。

第15条といたしまして、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定めるものとしているところでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成24年4月1日からの施行でございますが、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例、これに基づきまして、第6条に規定する指定管理者の指定、これにつきましては、条例の公布の日から施行させていただくということでございます。

それから、この条例の施行に伴いまして、御代田町障害者等共同作業所設置条例、既存の条例につきましては廃止するというものでございます。以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

東口議員。

（6番 東口重信君 登壇）

○6番（東口重信君） 6番、東口でございますが、条文の中で、第1条の障害者自立支

援法の障害者というのは、これはやむを得なかったものですが、あと2条以下の障害者及び障害児、この「害」という字は、文書、これを使うのかひらがなにするのか、どうしてこれを漢字にしたかをちょっとお伺いしたいと思いますが。

○議長（内堀恵人君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） それではお答えいたします。

御代田町の条例、法令等につきましては、辞書に出ております障害者の「害」、特にひらがな等を使っておりません。表記の統一ということで、障害者の「害」につきましては、漢字表記ということで統一させていただいたところでございます。

○議長（内堀恵人君） 東口議員。

○6番（東口重信君） 今、一切使っていないということですが、予算書なんかでは、ひらがな等をお使いになっていらっしゃる部分があって、今の統一で「がい」を漢字にするということであれば、それでよろしいんですが。今おっしゃった中で「がい」、ひらがなは使っていないというところは訂正いただきたいと思いますが。以上です。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第19 議案第108号 御代田町商工業振興条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第19 議案第108号 御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信産業経済課長。

（産業経済課長 清水成信君 登壇）

○産業経済課長（清水成信君） それでは議案書の45ページをお願いいたします。

議案第108号 御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例案について御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成23年12月2日 提出

次のページをお願いいたします。

御代田町商工業振興条例の一部を、次のように改正する。

第 2 1 条第 1 項第 2 号を、次のように改める。

第 2 号であります。但し、中小企業振興資金、再生支援資金を除く) ということとあります。

次のページ、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

右側、旧のところ、第 2 1 条保証料補給の対象資金名を定めてあるわけであり、そのうち、第 2 号の県制度資金において、長野県信用保証協会へ県と町で各 2 分の 1 の保証料を補給をしているわけですが、その保証料の対象となる資金名が変更あるいは廃止、あるいは対象外になったということで、それぞれここに資金名ありますけれども、これらを整理をして、右側の第 2 号のところ、県制度資金という形で、括弧書きで中小企業振興資金、それから再生支援資金を除く、という形で整理をして、明記するように改めるものでございます。

前のページ、附則でありますけれども、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

よろしくご審議のほど、お願いをいたしまして、提案説明とさせていただきます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第 2 0 議案第 1 0 9 号 御代田町公園条例の一部を改正する

条例案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第 2 0 議案第 1 0 9 号 御代田町公園条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) それでは議案書48ページをお願いいたします。

議案第109号 御代田町公園条例の一部を改正する条例案について  
御代田町公園条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。  
次の49ページでございます。

御代田町公園条例の一部を、次のように改正する。

別表第1中、2番のその他の公園、規定の6カ所ございますが、そこに「浅間  
しゃくなげ公園 御代田町大字塩野128番1」を追加するものと、別表第3中、  
1番、緑地公園、規定の23カ所の中に、「清万公園 御代田町大字塩野3192  
番2」を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

浅間しゃくなげ公園は、真楽寺子育て地蔵の北側、清万公園につきましては、清  
万集落内の県道の南側にあるところでございます。規定の表の1行を、2行に改正  
するという手法をもちまして表記をいたしましたところでございます。

次のページにつきましては、新旧対照表でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第21 議案第110号 御代田町私債権管理条例を制定する

条例案について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第21 議案第110号 御代田町私債権管理条例を制定す  
る条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) それでは、議案書の51ページをお願いいたします。

議案第110号 御代田町私債権管理条例を制定する条例案について

御代田町私債権管理条例を制定する条例を、別紙のとおり提出いたします。

本条例案につきましては、町の私債権の適正な管理に資するため、徴収や法規等の事務手続などについて、次の52ページから55ページにありますとおり、全18条と附則で構成されているものでございます。本年9月、議会定例会会期中の9月9日に開催されました議会全員協議会におきまして、各条項の視点と考え方について説明いたしましたとおり、来年4月1日からの施行を目指しているものでございます。本条例の告示から一定の周知期間を取りたいため、本議会に提出をいたしましたところでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第22 議案第111号 平成23年度御代田町一般会計

補正予算案について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第22 議案第111号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは議案書の56ページをお願いいたします。

議案第111号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案についてでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ4,896万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ72億3,543万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、第2条地方債補正による。

お手元にごございます資料番号1でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、そちらをご覧ください。

まず、町税でございます。町民税は、6,570万円の増額ということで、個人町民税で5,500万円、法人町民税で1,070万円でございます。

項2、固定資産税でございますが、既定額から1,960万円を減額するものがございます。シチズングループの中で海外の子会社に生産設備を売却あるいは町外の工場へ移転ということで、課税標準額で14億円余りの生産設備が町外に転出してございます。

項4、町たばこ税におきましては2,200万円の増額の見込みであります。

款9、地方特例交付金でございますが、225万5,000円の増額ということで、こちらにつきましては、子ども手当分と再算定によるものであります。

款12、分担金及び負担金でございますが、既定額から153万3,000円の減額でございます。管外保育の負担金が174万3,000円減っていることが主な原因であります。

款14、国庫支出金でございます。項1、国庫負担金で、既定額に98万円を増額するというところでございますが、大きなものとしたしましては、厚生医療給付費負担金で325万円の増額、保育所運営費負担金で257万円の減額という状況でございます。

2の国庫補助金でございますが、496万1,000円の増額ということで、まちづくり交付金の401万7,000円の決定によるものでございます。

3の委託金でございますが、60万3,000円の増額。これは子ども手当事務交付金でございます。

款15の県支出金。県負担金でございますが、49万1,000円ということで、大きなものとしたしましては、障害者自立支援給付費負担金で202万5,000円の増、保育所運営費負担金につきましては、128万4,000円の減というのが主な原因でございます。

続きまして、項2の県補助金であります。既定額から1,244万4,000円を減ずるもので、大きな原因としたしましては、緊急雇用創出事業補助金の減で、1,287万1,000円の減ということでございますが、今回、この緊急雇用創出事業補助金の該当という形で、従来から行っている事業をこの事業にあてて計画をしてきたわけでございますが、単純な作業については雇用の創出というところには認定できないというような方向から、これが該当にならなかったということになります。主なものだけ申し上げてまいります。

款20、諸収入。項4、雑入でございますが、既定額から53万2,000円を減ずるもので、向原地区の世代間交流施設の関係で差金が出てきた関係で、負担金が減ったものであります。

款21、町債でございますが、既定額から1億820万円を減ずるということで、まちづくり交付金事業債が1億1,080万円減額するものが主なものでございまして、栄橋の調整が難航しているというような状況のところ、今回、減額をするものです。

歳入合計で、既定額から4,896万7,000円を減ずるものであります。

次のページをお願いいたします。

款2、総務費。項1、総務管理費でございますが、既定額から148万2,000円を減ずるものでございまして、まちづくり活動支援金、これ、当初10件を見込んでいたのですが、1件のみの申請となりまして、残りの9件分を減ずるものであります。

項3、戸籍住民基本台帳費。既定額に806万1,000円を増額するものでございまして、従来の外国人登録が国民と同じ住民基本台帳へ合わせるというようなことがございまして、電算委託料が主なものでございます。

款3、民生費。項1、社会福祉費でございますが、既定額に875万3,000

円を増額するものでございます。大きなものとしたしましては、厚生医療給付費が650万円。こちらにつきましては、生活保護の方の入院ですとか、腎移植の手術が1名、心臓手術が1名というような状況の中で、増大をしてきております。

それから障害者福祉の国庫補助金の返還金が292万7,000円と確定してきたこと、それから地域空間整備事業経費が352万2,000円減額になってございます。

2の児童福祉費でございますが、101万2,000円でございます。これは福祉医療審査支払い事務手数料ということで、69万7,000円余り。これは個々の単価自体は増えてはいないんですけれども、件数が増えているということで、手数料が増大したものであります。

4の衛生費。2の清掃費であります。既定額に404万9,000円を増額するものでございまして、一般廃棄物処理委託料ということで、焼却残さの処理経費でございますが、搬入量の13%分ということで考えてきていたのですけれども、実際の実績から、どうも15%というような状況で、その分の差額を今回計上するものであります。

6の農林水産業費でございますが、農業費ということで、既定額から105万円の減、これは主な原因としたしましては、コンバインの入札差金142万2,000円の減です。

林業費としたしまして160万円の増額でございますが、松くい虫防除対策委託料ということで、町内にございます、国の制度では補助の対象にならない、対象地区外に係る分を、今回補正をお願いするものであります。

3の農地費でございますが、既定額に2,414万8,000円を増額するものでございまして、まちづくり交付金事業の下藤塚地区2,190万円、これは当初24年度計画でございましたけれども、23年度に前倒しをして行っていくという計画であります。

次に、商工費でございますが、既定額に160万円の増額ということで、中小企業資金保証料負担金でございまして、融資件数の増加が見込まれるため、ここで補正をお願いするものであります。

次のページをお願いいたします。

款8、土木費でございます。項2、道路橋梁費。1億5,000万円の減という

ことで、しなの鉄道建設委託料ということで、1億5,000万円であります。

項4、都市計画費。既定額に566万4,000円を増額するものでございまして、大きなものとしたしましては、公園管理委託料ということで、龍神の杜公園、久保沢に係るボックスカルバートがございすけれども、こちらの劣化とか、そういった状況のところをどうしても調査しなければいけない状況になってきまして、補修費の調査を急ぎよ行うということでの増額であります。

款9、消防費。既定額に641万7,000円を増額を行うものでございすますが、消防団消防詰所建設事業ということで、958万1,000円でございますが、これはまち交によります第4分団の詰所の用地購入費等でございます。

款10、教育費でございます。項2、小学校費。既定額に219万4,000円でございますして、北小教室改修工事で139万7,000円。これは普通教室への変更のための工事であります。

それから項6の学校給食費でございますが、既定額から44万6,000円を減ずるものでございます。電気料とガス代につきましては、回転がまが4基ございまして、電器がまが3、ガスがまが1であったところを、予算計上の際に電器がま1、ガスがま3ということで予算を計上してきたために、電気料が不足し、ガス代が残るといようなことで、今回組替えをするものと、職員賃金につきましては、正職の復帰による臨時職員賃金の減であります。

それから11款の災害復旧費でございますが、既定額に430万円を増額するものであります。小規模の町単分でございますして、草越地区、馬瀬口地区、塩野地区でございます。

14、予備費に3,458万6,000円を増額させていただきまして、歳入合計、既定額から4,896万7,000円を減じまして、72億3,543万3,000円とするものであります。

それでは予算書の6ページの方へお戻りをいただきたいと思ひます。

第2表地方債の補正でございます。

追加分といたしまして、地方道路整備事業に190万円の増額を新たにお願ひするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等については、既定のものとは変わりございません。

次に変更でございます。まちづくり交付金事業におきまして、9億9,570万

円の限度額を8億8,490万円に減ずる。それから一般公共事業債を1,280万円のところ、1,350万円に増額するという内容でございます。補正前、補正後とも起債の方法、利率、償還方法等については、変更はございません。

第5号の説明は以上でございます。

よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

1点だけお聞かせください。

本日の新聞等を見ますと、軽井沢町さんでは放射能の量を、給食材料費まで県の、あるいは国の公金を活用して調査をしていきたいということでございます。隣町の御代田としても、軽井沢町さんがそういう方向で新聞報道されますと、PTAの皆さん、また保護者の皆さん等におきましては、御代田町は給食材料の方は大丈夫であろうかなあというような心配が出てこようかと思うわけでございますが、町の教育委員会、また町のお考えは、どのように考えているかお知らせください。

○議長（内堀恵人君） 荻原教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） お答えをいたします。

今朝の新聞で、軽井沢町のことの報道がございました。御代田町の方の学校給食ということでお答えをさせていただきますけれども、町の方で食材等々購入をいたしておりますけれども、生産、小売り、各段階で食材が検査をされて、安全なものが納品されているということで、給食の方ではそういう考えの下で現状まで対応させていただいておりますけれども、当然、県の教育委員会の方でも食材の関係については調査をしたいというようなことで、文書もいただいておりますことから、そういったことも調査結果も参考とさせていただきながら、対応させていただきますけれども、現時点では軽井沢町さんのように機器を購入をしてということまでは考えてはおりません。以上であります。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） 質疑ですから、希望意見はいけないわけでございますけれども、町長の言う安心・安全なまち、住民の安心ということでございますので、今後、そのように十分検討して、町民の安全・安心を守っていただきたいことを希望して、終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（10番 市村千恵子君 登壇）

○10番（市村千恵子君） 議席番号10番、市村千恵子です。

4点ほどお聞きしたいと思います。

19ページの国県支出金の負担金の減額ということがありますが、国と県からの保育所運営費負担金が、合わせますと385万4,000円の減額となっているわけですが、この理由をお願いしたいと思います。

今、武井議員の方からも出ました、その説明の欄の方に行くと、児童福祉施設一般経費の中で、放射線測定委託料ということで、28万4,000円計上されているということは、今後どういったところを測定、どのような場所を測定していくのかということですね。それで、町としては、今は給食の方の食料品の食材の測定器の購入というお話でしたけれども、町としてその空間放射線量ですか、それに対する測定器の購入の予定はあるのか、また、もし高いところが線量が出た場合などには、どのような対応を考えているのかと、その下の子ども手当事務経費ということで、子ども手当システム改修委託料11万9,000円と出ているわけですが、子ども手当というのが10月から制度改正をされたということに伴うものなのか、その、どんな制度改正が変わっていくのか、その内容についてお願いいたします。

また、25ページなんですけど、先ほども説明がございましたけれども、25ページの土木費、目3のまちづくり交付金事業で、1億5,000万円の減額ということでしたが、町長も招集あいさつで言っていましたけど、しなの鉄道との調整が遅くなって今回減額だということなんですけれども、ちょっとその内容を詳しく、それと、それから今後どのような計画といたしますか、今後の予定ですね、その点についてお願いします。

○議長（内堀恵人君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

まず最初に、保育所運営費の関係でございます。385万4,000円ほど減額になっているということでございますが、この保育所運営費につきましては、私立保育所に対し、国・県から負担金を貰うもので、当初予算でたんぼぼ保育園が0歳児が5人、1・2歳児が16人の、計21人を見込んでおりました。ところが、実際には0歳児は1人、1・2歳児が17人の、計18人と、園児数が減少したことと、年の途中での入退所が多かったこと、更には広域保育で他市町の私立保育所に委託したのですけれども、当初がやはり0歳児が1人、1・2歳児が5人、4歳児が4人の、合計10人を想定してございましたが、実際には0歳児は0人、1・2歳児は4人、4歳児は4人の、合計8人となっておりますので、減額の補正をお願いしまして、このようなこととなっております。

なお、当初予算の編成時には、人数が確定しておりませんので、前年度の園児数を参考に推計したために、このようになりました。よろしく願いいたします。

次に、放射線の計測委託料28万4,000円のことでございます。どの場所でのように計測するかということでございますが、場所は児童館3館、保育園4園、幼稚園の児童福祉施設、公有児童福祉の合計7カ所、小中学校が3カ所、やまゆり公園、龍神の杜公園、雪窓公園等の6カ所、合計16カ所で測定を行います。この場所は、県及び町が、既に空間放射線量の測定を実施した場所を継続して測定するものでございます。測定は、全地点とも地表を測定したいと思っております。なお、測定方法につきましては、測定数値の公正性を確保するために、町で自ら行わず、第三者の事業者へ委託して測定することとしております。

なお、今後もこのことは状況を見ながら継続して測定を行うということ等を考えてございます。

次に、町として測定器を購入する予定はあるかというご質問でございました。

このことにつきましては、今ご説明いたしました。測定数値の公正性を確保するために、町で自ら行うことよりも、第三者の専門事業者へ委託することにより、測定値の透明性や正確性が担保されることとなります。これが町民のだれからも信頼される測定値となること、また、信頼できる測定結果を得るためには、放射線の

測定器は検出器及び電子回路が正常に作動することを確認した後に、正確な値を示すように、国家標準にトレーサブルな放射線上で定期的な更正というその作業が必要となります。この更正という作業をしないと、正確な測定ができないということもございます。更には、測定する場合も正しい知識を持つ検査員が正しい測定をしなければ、正確な測定値とならないため、そのようなことから、町としては購入は予定しておりません。

なお、今回、測定した中で、放射線量が高い場所が発見された場合につきましては、国で定められた要件である年間被曝線量1ミリシーベルト、1年間に1ミリシーベルトを超える地域が発見された場合は、事故以来放射性物質による環境汚染が人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するために、除染等の作業を行いたいと考えております。

最後に、子ども手当のシステム改修委託料11万9,000円でございますけれども、これは平成23年の4月から9月までは、子ども手当つなぎ法で来ております。10月からは、子ども手当特別措置法に変わったことによるシステム改修となります。内容は、金額計算仕様の改修で、改正前には一律1万3,000円だったものが、3歳未満及び3歳から12歳の第三子以降の子どもについては1万5,000円、それ以外の中学生までは1万円と、変更となっているものに対応するものであります。

以上、お答えいたしました。

○議長（内堀恵人君） 荻原建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは最後の質問についてお答えをいたします。

ご質問の減額につきましては、栄橋架け替え工事の委託料でございます。昨年のしなの鉄道との協議では、設計から工事費の積算、施工に至るまで、一切を受託していただけたということになっておりましたが、今年度に入ってから、突然、積算業務までは町で実施してほしいと、しなの鉄道ではできないという申し入れがございました。その後、協議を重ねまして、現時点におきましては積算業務までにつきまして、入札と契約を町の方の発注で終えまして、来年の2月17日までという期間で明治コンサルにその積算業務を発注しております。この工事費が明らかになったところで、しなの鉄道との協定を締結することになりますので、今年度の当初予

算でお認めいただきました3億1,700万円余の全額につきまして、今年度中に支出する見込みというものがなくなりました。企画財政課と協議した結果、今年度、部分払いの可能性をちょっと残しまして、今回、約半額の1億5,000万円の減額をお願いするものです。工事につきましては、来年度の着工を目指しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） 今の町民課の方から詳しく説明いただきました。

保育所の運営費については、理解できました。

放射線量の委託料についても、16カ所ということで、今後やっていくという中で、非常に、今、武井議員からもありましたように、PTAの方、やっぱり今、内部被爆という部分のことを心配される方が多い中で、先ほど食料品の検査器の購入という話もありましたけれども、やはり安全を実感させるためには、きちんところとした測定というものを定期的に行っていくことが必要なのかなということで、非常に今回実施されるということで継続していただきたいなというふうに思います。

システム改修で、子ども手当の件でありますけれども、これが10月から特別措置法というのが改正されて、来年3月までの子ども手当の金額が変更になって、また更にはその24年4月からは、新たなシステムに変わっていくのかなというところなんですけれども、この中に、自治体の裁量という部分もあるみたいですが、子ども手当のこの、子ども手当から今までは給食費や保育料、放課後学童クラブの費用とか教材費、修学旅行などの積立が天引きできるようになったということがあるわけなんですけれども、今まではこれができる規定だったのが、一応できる天引きが同意なしでできるように何か規定されたということなんですけれども、御代田町ではこの件についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（内堀恵人君） 萩原教育次長。

○教育次長（萩原 正君） お答えをいたします。

教育委員会関係ということで、給食費の関係についての考え方を申し上げさせていただきますが、議員ご指摘のように、法律が改正された中で、当然、給食費についても、保護者の理解を得て承諾を得たものに関して引けるということ、控除ができるということですから、その辺は保護者の十分な理解を得たうえで、控除というようなことになろうかと思っておりますけれども。以上です。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） 一律の対応をしてはいただきたくないという思いでお聞きしましたけれども。はい、わかりました。

では、しなの鉄道については、若干遅れてはいるけれども、24年の着工に向けてできているということなので、よくわかりました。

終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午後12時20分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（内堀恵人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

理事者側では、清水成信産業経済課長、所用のため欠席する旨の届出がありました。

代理に、土屋 寿農政係長が出席する旨の届出がありました。

―――日程第23 議案第112号 平成23年度御代田町国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第23 議案第112号 平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それではご説明いたします。

議案書の57ページをお願いいたします。

議案第112号 平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出する、ということでございます。

概略を申し上げます。

一般療養費、療養給付費の支払い実績が、当初予想を上回っております。具体的に申し上げますと、1カ月6,200万円で見込んでいたものが、6,500万円近いペースになろうかという状況、そういったところが予測されているという中において、歳出におきましては、保険給付費の増額。それに連動いたしまして、歳入におきましては、国庫負担金等の増額を行う補正でございます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ5,058万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ16億3,494万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成23年12月2日提出、御代田町長ということでございます。

2ページ、続いてお願いいたします。

歳入でございますが、款3の国庫支出金でございます。こちらから款4の県支出金まで、こちらにつきましては、主に保険給付費の増額に連動する負担金、補助金の増額でございます。

補正額が合計で1,712万3,000円ということでございます。

款5、療養給付費交付金は、平成22年度実績に伴いまして、平成15年から21年度遡及分が精算されまして、確定額としてこちらの補正額に盛っております3,044万8,000円が交付されるということで、増額計上させていただいているものでございます。

款9の繰入金20万8,000円につきましては、給与手当の増額に伴う一般会計からの繰入ということで計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。3 ページです。

歳出でございますが、款1、総務費は、診療件数の増加見込みに伴う委託料の増額ということで、30万円の計上でございます。

それから款2、保険給付費でございますが、一般療養給付費及び一般退職の療養費の増加に伴う4,204万5,000円の補正でございます。

項2の高額療養費につきましては、財源変更でございます。

それから、款8、保健事業費につきましては、先ほどの給与手当及び消耗品の増に伴う50万8,000円の補正でございます。

款10、諸支出金は、平成20年度調整交付金の精算による返還額として178万1,000円を計上させていただいているところです。

11の予備費としまして、595万円増額補正いたしまして、合計で7,308万3,000円の予備費という状況になっております。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第24 議案第113号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第24 議案第113号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それではご説明いたします。

議案書の58ページになります。

議案第113号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出する。

概要をまた申し上げます。

介護サービス給付費及び介護サポーター養成事業内の予算の組替えが主な内容となっております。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億4,187万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成23年12月2日提出、御代田町長でございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、款8の繰入金。こちらにつきましては、一般会計からの繰入1万円の計上でございます。

続きまして3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費は、認定システム回線の工事費用で1万円ということの計上でございます。

款2、保険給付費。介護サービス費用内部の組替え、通所リハビリが増え、認知症対応型通所が減ったということによる組替えでございます。

款6、生活介護支援サポーター養成事業は、旅費、消耗品と費用弁償の組替えを行うものでございまして、補正額については0ということになっております。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第25 議案第114号 平成23年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第25 議案第114号 平成23年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） ご説明いたします。

議案書の59ページをお願いいたします。

議案第114号 平成23年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出する。

こちらの概要でございますけれども、保険料の増収がございました。それから負担金の確定、これに伴いましての増額補正でございます。

予算書の1ページからお願いいたします。

平成23年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ243万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億57万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成23年12月2日提出、御代田町長でございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1の後期高齢者医療保険料でございますが、新規被保険者の増加による保険料の増で、128万円を計上させていただいております。

それから款3の繰入金につきましては、保険基盤安定負担金。被保険者の軽減分、低所得者に対する軽減分ですね、こちらの負担金確定に伴う一般会計からの繰入で

ございまして、115万2,000円の計上ということでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入の保険料の補正額、それから基盤安定の増額分、合わせまして243万3,000円、これを広域連合に納付するというものでございます。

5の予備費につきましては、1万円の減額ということでございます。説明は以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第26 議案第115号 平成23年度御代田町小沼地区

簡易水道事業特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第26 議案第115号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の60ページをお願いいたします。

議案第115号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、第3号を別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に変更はないものとする。

2 補正の款項の区分につきましては、次の2ページをご覧ください。

第1表歳出予算補正。歳入につきましては、補正はございません。

歳出。款 1、経営管理費。項 1、総務費。規定額に 4 1 万 6, 0 0 0 円の増額をお願いいたします。

款 5、予備費。項 1、予備費。規定額から 4 1 万 6, 0 0 0 円の減額をお願いいたします。

合計いたしまして、増減は 0 でございます。

主な理由といたしましては、水道委員会委員報酬の増と、9 月 1 日に新規採用職員の扶養手当、子ども手当の増額について、その額を予備費から充てるものでございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 2 7 議案第 1 1 6 号 平成 2 3 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 2 7 議案第 1 1 6 号 平成 2 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の 6 1 ページをご覧ください。

議案第 1 1 6 号 平成 2 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、第 3 号を別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 2 3 年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ 1 6 0 万円を減額し、

歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ6億4,525万円とする。

2 補正の款項の区分につきましては、次の2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

款3、国庫支出金。項1、国庫補助金。既定額から160万円の減額をお願いいたします。

歳入合計も同額でございます。

御代田浄化管理センターの長寿命化計画策定業務委託料と、雨水排水事業基本構想の委託料、それぞれの入札差金の減額分について、2分の1補助金の減額をお願いするものでございます。

続いて3ページをご覧ください。歳出。

歳出。款1、土木費。項1、都市計画費。既定額から249万2,000円の減額をお願いいたします。

先ほどの入で説明した2件の入札差金でございます。

款3、予備費。項1、予備費。既定額に89万2,000円の増額をお願いいたします。こちらは歳入歳出の調整によるものでございます。

歳出合計といたしまして、既定額から160万円の減額をお願いいたします。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第28 議案第117号 平成23年度御代田町農業集落排水

事業特別会計補正予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第28 議案第117号 平成23年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) 議案書の62ページをご覧ください。

議案第117号 平成23年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について、第1号を別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ70万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ3,210万円とする。

2 補正の款項の区分につきましては、次の2ページでございます。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。款3、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額から200万円の減額をお願いいたします。次に説明いたします繰越金の確定により、一般会計繰入金からの調整減でございます。

款4、繰越金。項1、繰越金。既定額に225万8,000円の増額をお願いいたします。平成22年度事業の繰越金の確定による増でございます。

款5、諸収入。項2、雑入。既定額に44万4,000円の増額をお願いいたします。こちらは8月14日の落雷により、緊急通報装置が破損し、修繕費に対する100%の保険金収入でございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。款1、農林水産業費。項1、農地費。こちらは財源変更のみでございます。

款3、予備費。項1、予備費。既定額に70万2,000円の増額をお願いいたします。こちらは歳入歳出の調整による増でございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっています、議案第104号から議案第117号までについては、議会規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第29 請願第6号 消費税増税に反対する請願について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第29 請願第6号 消費税増税に反対する請願については、継続審査中でありますので、総務福祉文教常任委員会において審査願います。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 1時51分